



9 時 10 分 受領

令和7年9月2日

伊根町議会議長 佐戸 仁志 様

伊根町議会議員 大谷 功

一 般 質 問 通 告 書

次のとおり通告します。

質問事項	質 問 の 要 旨	質問の相手
○農業用水の 渇水対策につ いて	近畿地方の梅雨明けは、6月27日と1951年の統計開始以降最も早い梅雨明けとなり、その後も目立った降雨もなく、連日酷暑が続き、水稻をはじめとした農作物への甚大な被害が予想された。 幸い、盆前の降雨、伊根町によるポンプ等の貸出等、迅速な対応で被害が甚大になることは免れた。しかし、枯れ上がりによる倒伏等被害も散見される状況となっている。 米の品質や収量への影響は免れないものと想像する。 地球沸騰化の時代、異常が日常となった。今後も今年のような渇水の頻発と、大雨が必ず怒ります。自治体として、今後の体制整備について検討すべき時と考える。以下の点について考えを伺う。 1、伊根町による、渇水対策支援事業創設し、ポンプ購入補助、燃料購入補助等、迅速に対応できるよう整備が必要ではないか。 2、猪、鹿の生息頭数の拡大により、山の水源からの水が分散され水田用水路まで流れてきていないと予想される。集落と連携し水の流れの調査、水路の整備などの対応が必要ではないか。 3、国、府への高温、渇水対策事業の継続発展の要望	町長
		発言時間 約 15 分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
2 質問の相手は、町長、教育長とする。



令和 7 年 9 月 2 日

9 時 16 分 受領

令和 7 年 9 月 2 日

伊根町議会議長 佐戸 仁志 様

伊根町議会議員

山根 朝子

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
手話言語条例の制定について	手話言語法が 2016 年に制定され、国や自治体に手話を広めていく取り組みを進める努力義務が課された。2025 年 8 月現在で条例を制定しているのは 140 の自治体で、京都府では綾部市や福知山市、舞鶴市、京丹後市など 8 つの自治体が制定している。伊根町でも 2015 年に京都府聴覚障害者協会与謝支部の皆さんが町長や議員を訪問し、「手話言語法制定に向けての意見書」を出してほしいと行動されていた。こうした全国的な運動や地域での地道な活動によって法律ができ、そして今、各地で条例の制定が進められてきている。 手話言語条例の目的は、手話を一つの言語として認め、手話を使って生活する人たちが安心して暮らせる環境を整えることにある。①手話の普及、②権利の保障、③環境の整備が柱になる。かつて伊根町にも手話や身振りで生活されていた方が何人もおられたが、今は町外の施設に入所されている方が一名。だからと言って条例が不要とは言えない。条例を制定した自治体では行政サービスの見える化、学校や市民講座で手話に触れる機会の増加、市民の意識の変化、災害時の対応の前進など、様々な効果が出ている。国は手話施策推進法でも多面的な施策の指針を法律に定めており、各自治体の状況に即した内容で条例の制定を進めていくべきだと考える。 伊根町にとっても観光スポットや店舗で、「手話対応できます」と掲示するだけでも、聴覚に障害のある方の安心感や町への信頼感が増すのではないかな。防災時の様々な情報伝達方法を整備するきっかけになるのではないかな。学校で「手話学習」を導入し、英語同様に手話を一つの言語として学ぶ機会を持てないかな。役場職員などが基礎手話を学ぶ研修を実施できないかな。人権研修のテーマとして取り組んだり、手話カフェなどで身近に手話と接する機会を持つことができないかなど、町の将来像に大きくかわる取り組みになるのではないかと考える。手話言語条例の制定に向けての町長の考えを伺う。	町長

発言時間 約 15 分



令和 7 年 9 月 2 日
11 時 35 分 受領

令和 7 年 9 月 2 日

伊根町議会議長 佐戸仁志 様

伊根町議会議員 上辻 亨

㊞

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質問事項	質問の要旨	質問の相手
クマ、シカ、イノシシの捕獲強化について。	当町では、数年前からクマの出没件数が増加しています、特に今年は春から今日まで、ほとんど毎日のように「いねばん」でお知らせがあります、これから秋になると、柿や栗といった食べ物を求め民家の近くへ出て来るように思います、「いねばん」でクマの出没のお知らせがあった場合、ワナを仕掛けるなどの対策はされておられるのでしょうか。 シカについても昼間に地区内に出没するシカを見る様になりました、イノシシについては昼間、あまり見ることは少ないが、夜になるとシカやイノシシは、田んぼに入り稲を食べるなどの被害があります。クマ、シカ、イノシシについては、増加傾向にあると思いますが、当町で今年のクマ、シカ、イノシシの捕獲状況はどれくらいなのでしょう。 また当町のクマ、シカ、イノシシの生息数はどれくらいなのか把握されておられるのでしょうか。 また、クマなどについては今年、4月18日、市街地に出没した際、市町村の判断で発砲できるようにする改正鳥獣保護管理法が可決され6ヶ月以内に施工されると聞いております、同改正鳥獣保護管理法を施行されるに伴い大型捕獲檻の増設や、新たな狩猟専門員の配備等、住民の皆さんが安心して暮らしていけるよう、当町で新たな取り組みの考えはないのでしょうか。	町長

発言時間 約 15 分

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること
2 質問の相手は、町長、教育長とする。



令和7年9月2日
12時00分 受領

伊根町議会議長 様

令和7年9月2日

伊根町議会議員 松山義宗

一般質問通告書

質問	質問の趣旨	相手 質問
診療報酬過誤請求について	令和7年9月議会で説明受けた長寿苑診療報酬に係る過誤請求は12年間にわたって気付くことが無かったとの説明を受け、返金の意味も伺い、補正予算も全員賛成で可決されました。 当然新聞報道もなされ行政機関への問い合わせもあったことと思います。長寿苑にもその問い合わせの電話はあったものと推測されます。 1. 長寿苑で入所されている皆さんや、職員、施設長への謝罪は実施されたのか？どなたが行かれたのか？ 2. 間違いは誰でも発生するものと思いますが、疑問に思うのは業者へ迷惑をかけたのではなく、町民に迷惑をかけたにも関わらず時効を盾に5年分以前は返金しないとの判断は町民と暮らし守る立場として誤りではないかと私は思います。過去の診療報酬記録は検索済みと思います。本人は生存しなくても親族に返金すべきと思いますが、このような判断に至った経緯と町長の見解を伺います。 3. この過誤請求に気づけなかったことは大変遺憾です。また、その当時の担当者、現担当者にとってもまさに青天の霹靂状態だと思います。しかしながらその責任は重く受け止め何らかの責任を取るべきと私は考えます。実際に責任を取られたのであればどのような内容かお聞かせください。	町長

工事入札について	平成 28 年 12 月議会で質問いたしました工事入札について再度の質問をいたします。伊根町建設工事競争入札予定価格及び最低制限価格公表等実施要綱の中に「町長等が最低制限価格の修正を必要とする場合については、算出された額の 5 % の増減の範囲内において修正することができる。」とありますが、近隣市町村においては最低制限価格で複数社が同額の場合には抽選方式を採用しています。 入札価格を算出するには、行政が提示する設計書などを元に直接工事、間接工事、経費算出などを積み上げ算出します。現在では特殊な工事以外はパソコンのソフトを使用するため 1 円単位まで他社と同額となっているのが現状です。積算した価格から 5 % を上限にマイナスに書き換えられた金額を予想し町長の心の中を減益覚悟で読み取るのは大変なことです。仮に 1 億円の工事であれば 5 % で 500 万円が減額となり利益部分をあきらめるか、下請け業者を泣かせることになります。 行政としては入札残が使用できる利点はあるでしょうが、業者にとっては人材育成どころかベースアップもできない状況となると考えられます。このような要綱は廃止すべきだと思いますが伊根町は、なぜこのマイナス上限 5 % 減を継続するのか合理的根拠をお示しください。	町長
電子入札について	京都府内において工事又は物品など入札を電子化していない自治体は伊根町のみと思います。電子入札を導入することにより業者にとっても時間をかけて当役場に来ることなくインターネットで済ますことができ、人手不足の深刻な行政職員にとっても会場準備や説明などを省くことができることから私は早期に実施すべきと考えます。 人口規模、予算規模とも小さい笠木町も電子入札を実施していますが伊根町が実施しない理由と今後実施予定があるならお示しください。	町長